

## 第4章 計画の推進

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 県民・事業者の意見の反映
- 第3節 広域的連携
- 第4節 計画の推進

本県の恵み豊かな環境を保全し、次世代へ継承していくため、関係部局が相互に連携調整を図り、この計画に盛り込まれた各種施策を総合的に推進します。

さらに、この計画の目標達成のため、庁内組織の横断的体制のもとでの進行管理とともに、県民、事業者等からの意見を踏まえ、必要に応じ施策の見直しを行います。

## 第1節 計画の推進体制

県は、環境保全に関する重要事項を総合的かつ効果的に推進するために設置された「21長崎県環境づくり推進本部」において、この計画目標の達成状況や施策の実施状況に関する分析・管理を行います。

21長崎県環境づくり推進本部	
組織	本部長：知事      副本部長：環境部を所管する副知事 本部員： 知事公室長    観光振興推進本部長    物産流通推進本部長 防災危機管理監    こども政策局長    科学技術振興局長 総務部長    地域振興部長    文化・スポーツ振興部長 県民生活部長    環境部長    福祉保健部長    産業労働部長 水産部長    農林部長    土木部長    会計管理者    監査事務局長 人事委員会事務局長    労働委員会事務局長 議会事務局長    交通局長    教育長    警察本部長
所掌事務	環境基本計画の推進に関すること。 環境保全に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。 長崎県庁環境マネジメントシステムの実施状況その他重要な事項についての対応策に関すること。

## 第2節 県民・事業者の意見の反映

本計画を実効性あるものにするためには、県民及び事業者が現状を十分認識し、自らのライフスタイルを見直すとともに、この環境基本計画の推進に理解を深め、協力していくことが不可欠です。

県では、環境問題に取り組む県民、事業者等との連携を図りながら、本計画の進捗状況や環境情報の提供を行うとともに、各種主体の役割に応じた活動状況や意見を把握し、行政に反映させるよう努めます。

### 第3節 広域的連携

県内各地域の環境特性を踏まえ、市町と県、近隣市町間の連携強化に努め、一体となって計画を推進します。

また、地球環境問題等広域的問題については、近隣県、国及び諸外国と連携を図りながら計画を推進します。さらに、長崎県環境基本条例の基本理念である地球環境の保全に資するため、諸外国との一層の連携強化を図ります。

### 第4節 計画の推進

計画の推進にあたっては、実効性を確保し、効果的なものとするために、計画(基本目標実現のための計画策定) 実施(各種施策の推進) 点検・評価(各種施策の自己評価) 見直し(分析・管理) という PDCA サイクルを繰り返し、計画に組み込まれた個別の施策や事業を推進します。

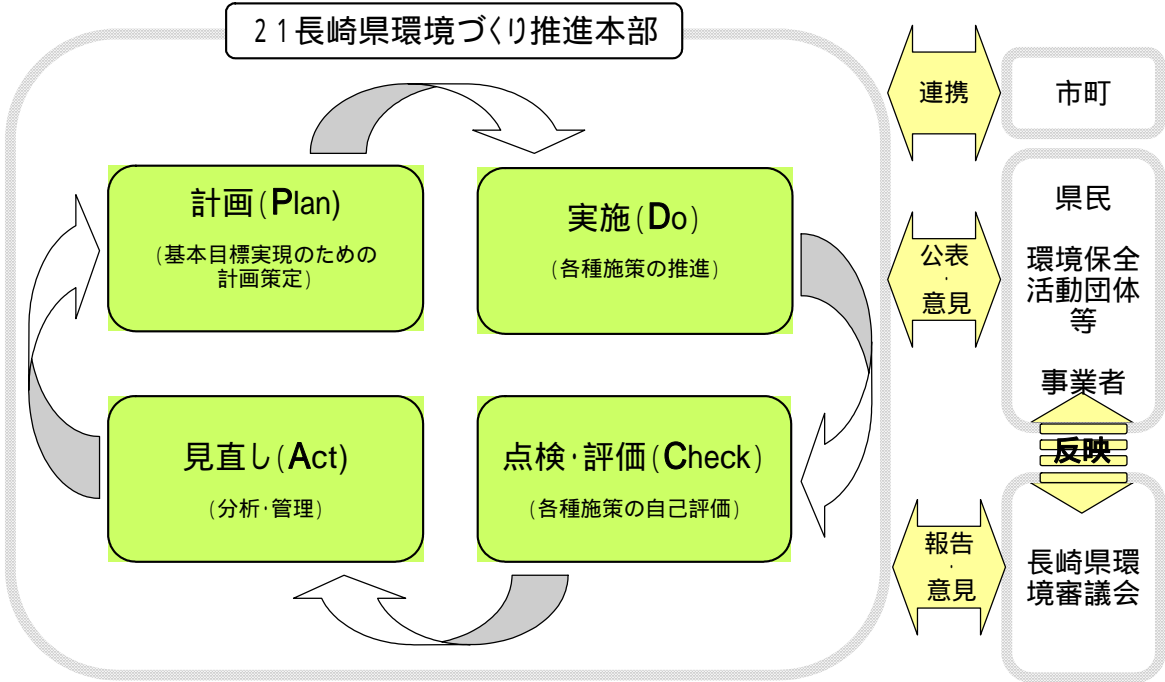


図 4-1 環境基本計画推進サイクル

